

## 公 告

免税軽油使用者に交付した免税証の亡失届の提出がありました。

ついては、次の軽油引取税免税証は無効とし、広島県税規則第 52 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

免税証            200 リットル券 (1 枚)  
                     055002429

令和 7 年 12 月 9 日

広島県西部県税事務所長  
( 廿 日 市 分 室 )

